

長浜市告示第206号

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第786号。以下「基準告示」という。）第2項の規定により基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものを定めるので、次のとおり告示し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、令和7年滋賀県告示第76号の例によるものとする。